定期試験受験にあたっての注意事項

日産京都自動車大学校

定期試験は、学生の自主的な学修を基本とし、日頃の学修の到達点を確認する重要なものです。そのため、当大学校でも定期試験を厳正に執行しています。ついては以下の点を十分に自覚し厳正な態度で定期試験に臨んでください。
定期試験とは、平常試験、期末試験、統一試験等の名称により学修評価するものすべてを含みます。

１．受験時の注意事項について

（１）定期試験時間割は、handbook、シラバス等により各自確認してください。
（２）試験会場において、携帯電話・スマートフォン・パソコン類を時計代わりに使用することは認めません。
（３）試験解答時間は 70 分です。
（４）開始時刻から 15 分を超えて遅刻した場合は、受験資格を失います。
（５）開始後 45 分以上経過して試験監督者が認めた場合は、途中で退出することができます。
（６）上記（３）から（５）については教科により異なる場合がありますので、試験監督者の指示に従ってください。

２．持ち込み許可物について

（１）机の上に置いても良い物は下記とします。その他の持ち込み許可物は、期末試験範囲に付記しています。
①筆記具（鉛筆またはシャープペンシル）
②消しゴム
③鉛筆削り（電動式・大型・ナイフ類を除く）
④時計（スマートウォッチ、計算機能付きなど、時刻を表示・読み取る以外の機能がある物を除く）
⑤電卓（試験範囲に持ち込み許可されている場合のみ。関数電卓は持ち込み不可）
⑥眼鏡
⑦ハンカチ
⑧ティッシュペーパー
⑨目薬
（２）持ち込み許可が認められている科目であっても、携帯電話・パソコン・電子辞書・その他情報通信機器は使用できません。
（３）上記のほか、持ち込み許可が不明の物について質問がある場合は、試験注意事項の説明開始前までに確認してください。

３．不正行為について

定期試験の受験時に下記の行為をした場合、不正行為となります。試験における不正行為は、自らの学修権を放棄し、かつ、学ぶ資格を失う行為であり、「学則」および「学 NAVI」に基づき懲戒の対象とするなど厳しい措置を取ります。さらに、不正行為の場合、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を 0 点とします。

・答案の見せ合い	・答案の交換
・カンニングペーパーの所持および使用	・持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
・携帯電話・スマートフォン・パソコン・電子辞書、その他情報通信機器の使用	
・所持品や机上等への事前書き込みおよび使用	・話し合い、覗き見
・替え玉受験	・答案や出席票への偽名記入、または故意による答案無記名
・持帰りまたは破棄などによる答案の不提出	・答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
・その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合	